

第2回 動物適正飼育啓発員（仮称）育成部会議事録

日時 平成22年9月7日（火）10:00～12:00

場所 倉敷市保健所 202会議室

出席者 守屋会長・影山副会長・安藤委員・池田委員・笹岡委員・保津委員
以上6名

傍聴者0名 報道機関0社

1. 開会

所長挨拶

2. 議事

部会長：

それでは、会議次第に従い、議事をすすめさせていただきたいと思います。今回の議事は、倉敷市動物適正飼育啓発員（仮称）育成案「啓発員の活動について」と「啓発員の要件について」となっております。最初の方の「啓発員の活動について」は、前回の審議内容でもありますね。では、これについて事務局から説明をお願いします。

事務局：

お配りした資料の1ページ目をごらんください。今回は、まず、前回の部会で出た主なご意見の概要を、列挙いたしました。順番に読ませていただきます。

「動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物愛護推進員というものがあるが、それとの線引きをしておく必要がある。そのために啓発員の権限を明らかにしておく必要がある。」また、それとやや関連していると思いますが、「人に話す際等、啓発員であることを示す証明書のようなものが必要ではないか。」というご意見がありました。証明書につきましては、顔写真入りの証書を作成して持っていただく予定です。また、動物愛護推進員との比較について、後で触れさせていただきます。

次に、「まず考えられる啓発活動は対話だと思うが、啓発員だけでは難しい場合があり、行政サイドの立会いや指導が必要な場合があるのではないか。」これは、当然、必要な場合には保健所が立ち会おうとかいうこともございます。

その次に、「犬やねこの具体的な飼い方を短期的に啓発することも必要だが、飼い方に関することを学校教育の中に取り入れて、長期的な視点を持って、子供の時から啓発してはどうか。」というご意見。これは必要なことであり、可能ならばできるだけやっていきたいことでもあります。ただ、今回の啓発員制度の中で、学校教育に関することがどこまでできるかは、未知数の部分がございます。「ペット業者の人が、学校の社会人講師のような形で、飼い方や殺処分のお話をする方法もある。」これも学校教育に関連したご意見です。

「啓発員をこれからいかにPRしていくかが重要。各々の地域地域に、現状はこうなっていて、啓発員がこういうことをやっているんだとPRすることで、盛り上がり浸透していくのではないか。そこで、だんだん問題点が出てくるだろうから、出てきた問題を審議会でも取り組んでいけばよいのではないか。」というご意見ですが、啓発員を選任して活動を始める際には、当然、できる限りPRしていくことが必要だと思います。また、具体的な問題点が出てきた場合には、それを吸い上げていくことでよりよい制度にしていけると思います。この度の部会では、啓発員制度を開始する場合、とりあえずどのようなやり方で始めるのがよいのかという点について、ご意見をいただければと思います。また、現時点で、こういう問題点が予想されるということについても、ご意見をいただきたいと思っております。

その下は、啓発員の目的・役割・活動内容に関する具体的なご意見ですが、「『飼養』よりも『飼育』という言葉の方が分かりやすい。犬・ねこ以外の動物のことがあるかもし

れないので、『犬・ねこ等』とした方がよい。役割の中に、『困りごと』と書いてあるが、『相談』という言葉はどうか。犬の登録や、狂犬病予防注射のことを、活動内容に具体的に入れた方がよい。」というご意見がありました。このうち、3番目の「困りごと」を「相談」に、というご意見につきましては、活動内容の方に「相談」という言葉がありますので、反映させずに、そのまま「困りごと」という言葉を残しております。他のところは、ご意見に沿うように修正しております、この後説明いたします。

では、スライドをごらんください。

まず、動物適正飼育啓発員の概要について、再確認のためにもう一度説明させていただきます。

犬・ねこの問題、これには、野良犬・野良ねこの問題、それから飼い犬・飼いねこの問題があるわけですが、それらの問題に対して保健所の主な対応の内容は、

- ・問題の犬を捕獲したり、引取る。
- ・問題のねこを引取る。
- ・犬やねこの飼い主等に指導する。
- ・一般市民に広報する。

というものです。

スライド次おねがいします。

ただ、現在の広報や指導については、限界があると思われ、それをスライドにお示ししております。

まず、①として、広報は、広報紙やホームページなどで行うわけですが、そういう一方通行的な広報による周知では、限界があること。②として、保健所の対応は、多くの場合、苦情相談があつてからの対応にならざるを得ませんが、その場合は、犬やねこがすでに増えていたり、成長していたりして、問題がすでに出てきているわけです。そういう、「問題になってから」の対応では解決に時間がかかったり、困難を伴う場合が多くなります。例えば、子犬や子ねこのときは「かわいい」といって、餌をやり、成長してしまつてから、「何とかしてほしい」と要望されても、そうなるからでは解決しにくいというようなことがあります。③としまして、犬やねこの問題は、地域生活に密着しておりますので、きめ細かい指導や啓発が必要ではないかと思われまます。「かわいくても、放っておくとすぐ手におえなくなる。そうなるからでは遅い。早めにどうにかした方がよい。」という啓発指導は、保健所でも行なっていますが、それをさらに適切に行なうためには、例えば、地域で日常的に顔を合わせている人などによって、きめ細かくやらなければ効果が薄いのではないかと、ということです。そのために、地域生活のつながりを生かして飼い主に啓発する施策として、動物適正飼育啓発員の育成が答申されたわけです。

スライド次おねがいします。

倉敷市動物適正飼育啓発員（仮称）のイメージを、画面に示しました。

啓発員は、行政と地域との掛け橋となつて、啓発・指導・調査をするというイメージで、強権的な取締りをするということではありません。また、保健所は、直接市民からの相談に対応しなくなるということでもありません。啓発員は、地域生活の中で、きめ細かな啓発などの活動を、保健所と協働してやっていくという形でございます。

スライド次おねがいします。

前回ご審議いただいた、倉敷市動物適正飼育啓発員（仮称）の活動案を画面にお示ししております。赤字が、前回のご意見に従つて修正した部分です。アの目的は、倉敷市動物適正飼育啓発員（以下、「啓発員」という。）は、行政と協働して、犬・ねこ等の適正飼育の啓発に取り組む。イの役割は、啓発員は、保健所と協働して犬・ねこ等の適正な飼い方を地域に普及啓発する。並びに、地域での困りごとを、保健所と協働して解決する。この困りごとという言葉は、先ほど説明しましたように、そのまま残しております。ウの活動内容ですが、

- ・犬・ねこ等の飼い方について、相談窓口の紹介を行う。

- ・各地域で、犬・ねこ等の飼い方の普及啓発を協働して行う。
- ・犬・ねこ等に関する相談を受け、必要に応じて助言啓発を行う。
- ・犬の登録及び狂犬病予防注射を推進するための啓発及び調査を行う。
- ・必要に応じて、保健所と協働して、犬・ねこ等に関する調査活動等を行う。

ということです。なお、この内容は、資料の 12 ページにも、育成案としてまとめてお示ししております。

スライド次おねがいします。

次に、今回の審議内容である倉敷市動物適正飼育啓発員（仮称）の要件について説明します。

要件案 1 としまして、ア地域の選定ですが、犬・ねこに関する苦情相談の発生状況等に基づき、市内で 3 小学校区程度を選定する。状況に応じて順次学区数を拡大していく。ただし、必ずしも全市の学区に一律に啓発員を配置する予定はない。学区で、犬・ねこ等の問題に関心があり、活動する意欲のある人を選任し、23 年度中に 1 学区ごとに 3～4 名程度の啓発員（3 学区で計 9～12 名程度）を育成する。

スライド次おねがいします。

続いて、要件案 2 のイ育成プログラムについてですが、啓発員候補者は、以下の講義等を受講し、必要最低限の知識を習得した後、市長が修了書を発行し、その後啓発員として委託する。講義内容は、

①法令について

動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、その他関係条例

②犬・ねこ等の飼い方について

不適正な飼い方による問題等の事例紹介をとおして、適正な飼い方を教示する。

③保健所の業務内容について

業務内容の紹介、収容施設見学等

です。

スライド次おねがいします。

犬の適正な飼い方について、再度お示ししますと、

- ・登録鑑札・狂犬病予防注射済票を着けること。
- ・終生飼育をすること（飼育放棄しないこと）。
- ・避妊去勢手術等を実施し、無責任な繁殖をしないこと。
- ・けい留する（つなぐ）か、または屋内飼育をすること。
- ・無責任な餌やりをしないこと。

が挙げられます。

スライド次おねがいします。

ねこの適正な飼い方としては、

- ・所有者を明示すること（飼い主の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札等を着けること）。
- ・終生飼育をすること（飼育放棄しないこと）。
- ・避妊去勢手術等を実施し、無責任な繁殖をしないこと。
- ・できるだけ屋内飼育をすること。
- ・無責任な餌やりをしないこと。

が挙げられます。

スライド次お願いします。

前回、動物適正飼育啓発員と、動物愛護推進員との違いについてご意見がありました。新しく部会委員になられた方はご存知ないと思いますので、動物愛護推進員について、説明します。その身分ですが、動物の愛護及び管理に関する法律では、「都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。」とされております。「都道府県知事等は」とありま

すが、これは、政令指定都市や中核市も含まれます。したがって、「倉敷市」が委嘱することもできます。

スライド次おねがいします。

動物愛護推進員の活動ですが、動物の愛護及び管理に関する法律第 38 条第 2 項で、

- (1) 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること
- (2) 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- (3) 犬、ねこ等の動物の所有者に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- (4) 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をする事。

と定められています。

スライド次おねがいします。

自治体の動物愛護推進員委嘱状況ですが、動物愛護推進員を委嘱している自治体は、全国 40 の中核市のうちでは、10 市で全体の 25%です。また、都道府県及び政令指定都市も含めた 106 自治体のうちでは、49 自治体で 46.2%になります。ただ、委嘱の要件・人数・募集方法・具体的な活動内容は、自治体によってさまざまです。

それでは、お手もとの紙の資料にもう一度移りまして、その 10 ページをごらんください。そこに、倉敷市動物適正飼育啓発員（仮称）と、動物愛護推進員との比較表を載せております。左側が動物適正飼育啓発員、右側が動物愛護推進員です。読ませていただきますと、2 段目の根拠法令等は、啓発員については、設置要綱を定める。推進員については、動物の愛護及び管理に関する法律を根拠とする。やる場合には、市で設置要綱も定める。

その下の養成・認定方法ですが、左側の啓発員の方は、学区で、活動する意欲のある人を募集し、候補者が市主催の研修を受講した後、活動を委託する。右側の推進員の方は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有するものうちから、推進員を委嘱する。（ボランティア的発想）とありますように、ボランティア的な位置づけで委嘱しております。

活動内容は、すでにスライドで説明したとおりです。動物愛護推進員の活動内容の中には、啓発員の活動内容も含まれますが、範囲が広く、他の自治体の動物愛護推進員の具体的な活動を見てみますと、地域における啓発という点においてはあまりうまく活用できていない自治体が多いようです。

次に、最後の 11 ページ、12 ページをごらんください。

啓発員の要件をご審議いただく参考として、市内の 64 の小学校区ごとの、犬・ねこの苦情相談件数及び引取り件数をお示ししました。なお、これは、審議の参考として、小学校区ごとの現状をお示ししたもので、この部会において、どの学区を選定するかを決定するというわけではありません。

順番に説明いたしますと、①の野犬等苦情相談件数といいますのは、合計 599 件ございますが、ほとんどが野犬及び所有者不明の犬を捕まえてほしい、または、保護したので来てほしいという内容の相談です。うろつく犬が多ければ、当然、相談件数は多くなります。ただ、苦情相談件数は全て延べ件数ですので、例えば、1 頭の犬について 2 人の方から別々に相談があれば、2 件の相談ということになります。②の飼犬苦情相談件数とは、よその飼い犬の鳴き声、糞尿、放し飼いなどに関する相談で、合計 136 件あります。③のねこ苦情相談件数は、飼いねこ、いわゆる野良ねこというようにはっきりと分けられない相談が多いため、両方を併せた数で、合計 131 件です。ただ、ねこについては、単なる問い合わせも多く寄せられますが、その数は把握していないため、ここには載せておりません。④の飼い犬引取り者数というのは、飼い犬を保健所に引取りに出された飼い主の数で、合計 80 人おります。出された犬の数は 121 頭でした。⑤の飼いねこ引取り者数も、同じく飼いねこを保健所に引取りに出された飼い主の数で、合計 79 人でした。出されたねこ

は 249 匹で、大多数が子ねこでした。⑥の所有者不明ねこ引取り者数も、所有者不明ねこを保健所に持って来られた人の数で、合計 232 人おられました。出されたねこは 790 匹で、全て子ねこでした。右端に、学区ごとの人口と世帯数をお示ししております。ご審議の参考にしていただければと思います。よろしくおねがいたします。

部会長：

ありがとうございました。

では、今の事務局の説明について、ご意見がありましたらよろしくおねがいたします。まず、前回の審議内容だった啓発員の活動について確認したいと思います。先ほど啓発員の活動案のスライドがありましたが、それをもう一度出してください。

前のご意見にしたがって、赤字のところを修正していただいておりますので、ご確認ください。これは今日確定というわけではありません。次の第3回の時に決定していきたいと思っております。ご意見がありましたらおねがいたします。

委員：

10 ページの活動案のスライドの活動内容のところ、「飼い方の普及啓発を協働して行う」の「協働して」の前に、「行政と」を入れた方が分かりやすいのではないかと思います。分かっていることとは思いますが、どこを協働しているかということをはっきりさせた方がよいと思います。

部会長：

池田委員の方から、活動内容の・の2つめのところをご指摘いただいたと思います。はっきりさせた方がよいのではないかと思います。事務局どうでしょうか。

事務局：

分かりました。そのとおりかと思っておりますので、具体的な案については、次回お示ししたいと思います。

部会長：

そういう意見がありましたので、検討してみてください。

事務局：

今回はこの場でスライドを訂正することはできません。次回はスライドを加工できるようにしたいと思います。

部会長：

他にこの関係でご意見はありませんか。

犬・ねこ等のペットを好きな人も嫌いな人も、色々な人で地域社会は構成されております。これらを否定するのはありえないことで、日常生活の中での疑問・問題点等、ご意見を出していただいて、どこまで反映できるかは分かりませんが、忌憚のない意見をおねがいたします。

委員：

動物愛護推進員というのは、倉敷市にはいないのですか。10 ページの推進員との比較を読んでも、違いがよく分からないので説明してください。

事務局：

動物愛護推進員は法律で定められているということが、今言っている啓発員とは大きく

違っています。この動物愛護推進員を市でやるのであれば、具体的な活動内容は設置要綱を定めて、ということになるかと思えます。また、法律では、動物愛護推進員を委嘱すると定められております。この委嘱に対して、啓発員は活動を委託するということになるかと思えますので、この点もポイントだろうと思えます。

具体的にいいますと、推進員の場合は、設置している他の自治体では、推進員をただ委嘱するという性格が強いように見受けられます。そのあたりからボランティア的な位置付けがされていまして、具体的には確固としたものは決められていないようです。

下の活動内容を見ていただきますと、①といたしまして、犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。②住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。とありまして、避妊とかをするのが主な活動になりるのではないかと思います。③犬、ねこ等の動物の所有者に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。つまり新しい飼い主を見つける活動、④犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をする。こと。となっておりまして、これではあまりにも範囲が広すぎて分かりにくい。この啓発員の活動に含まれるのか、具体的に何をしてくれるのか明確でない。他の自治体の推進員を設置しているところでも、何をしているというわけでもないといったところもあるようです。

それから委嘱についてですが、倉敷市の場合、委嘱ということになりますと、何かあった場合における補償ということがありまして、またこの啓発員というものが、ボランティア的位置づけというのはそぐわないのではないかとということもありますので、法律通りの推進員とするのはどうかと思えます。もう少し活動内容を明確にして、地域の啓発ということに重きを置いた活動を委託するといった形にした方がよいのではないかとと思ひまして、別に設置することを考えているわけです。

事務局：

付け加えさせていただきますと、そもそも動物愛護及び管理に関する法律は、総務省の管轄でして、現在管轄している環境省は、以前は総務省の環境庁だったのです。環境省ができたのは、2001年1月6日の省庁再編のときです。当時日本は非常に動物の権利を粗末にする国だということで、世界から批判されていたようです。その中で、日本にもこのような推進員を置かざるを得なくなっていたという事情があります。ただし、それはボランティア的な活動で、本当に活動されているのかというようなところがあって、委嘱している県はありますが、無償でありますし、どこに出で行ってもお金が出ず、完全にボランティア的な扱いで委嘱されているようでございます。

私どもが考えているのは、講義を受けていただいて、啓発員になっていただける方には、顔写真入りの証書をお渡しすると同時に、市長から委託をするということを考えております。金銭的にも、微々たるものですが、契約を結んでいただける方には、多少なりともお金を出していこうかと思ひます。そして、この啓発員の団体が大きくなりましたら、活動費として、また別途用意できると思ひしております。そこが、動物愛護法による国の推進員と、私どもの考えている啓発員との違いでございます。

動物愛護法で片づくならば、私どもはこういうことは考えなくていいわけですが、現に倉敷市としても、犬ねこを中心とした苦情相談が非常に多くありますし、推進員があまり名前だけで活動せず、機能していないところがあるということもあり、倉敷市でこういうものを考えなさいという審議会の答申になったのだらうと考えております。

部会長：

ありがとうございました。そういう、倉敷市が他の中核市より進んだ形で、啓発員を作っていこうということですね。研修をするところがたちまち違いますね。補足ですが、ゴ

ミなどの不法投棄監視員も、指導する場合などのために証明書があります。

委員：

所長が言われているように、岡山県の動物愛護推進員に私どももなっておりますが、実際にはほとんど何もありません。何もありませんという失礼な言い方になりますが、私の場合は、仕事自体が動物に関することですので、今の推進員がやらざるを得ないことを元々やっているわけです。毎年1回の報告も上げなければならないのですが、私の場合は数多くの報告を出せるわけですが、一般の方はほとんどないと思います。現実的に地域の方の中に入っていきこともできませんし、推進員としての委嘱状も持っていますが、それを持っているからといって何もできません。

今回も、これに参加させていただく時に、内容的にどういうことをするのか想像できましたので、表向きの活動ができるようにお話しをさせていただけるのではないかと考えておりました。内容も詰めていっていただいているし、最終的に表に堂々と出て行ける形になっていくと思いますので、みなさんよろしく願いいたします。

副部長：

4ページの地域の選定についてですが、1学区に3～4名となっておりますが、12ページの表を見ますと、各学区で人口というのは違いますね。人口の多いところも少ないところも一学区3名にするのですか。少なくともということでしょうか。

事務局：

一律に3～4名しかしないというわけでは必ずしもありません。とりあえずは3～4名から始めていこうということです。人口によって数を増やした方がいいとか、そのようなご意見があるのならば、増やすということも考えたいと思います。また、実際やってみて、やってみたいという方が増えるようならば、もちろん増やすということもあると思います。

部長：

ありがとうございます。倉敷市が独自の、他の自治体とは少し違う形で積極的な方向を目指していこうとしているわけですね。他にご意見はありませんか。保津委員さんはどうですか。

委員：

今、人口の話がありましたが、人口とともに、面積が広い方が動物の放置が多いのではないと思うのですが、それも考えたらよいと思います。車で走っているときに、時々動物の死骸を見かけることがあります。ああいうものは誰が片付けているのでしょうか。今まではあまり気にしたことはなかったのですが、啓発員はこういうこともしなければならぬのかなと思いましたので、お聞きしたいと思います。

部長：

事務局お願いします。

事務局：

死骸はゴミの扱いになるので、ゴミを回収している各地区の環境センターが回収しております。もし、まだ息がある場合には、犬・ねこの場合は保健所で収容します。生きてるか、死んでいるかで扱いが違うわけです。これは市町村がすべきことで、このようなことを啓発員がするのは無理だと思います。ですので、このことに関して何かしていただけることがあるとすれば、こういうときはどこへ連絡すればよいといった、情報提供ではないかと思います。実際に作業していただくということはありません。

部会長：

今の説明でお分かりでしょうか。動物が活着ている場合は動物としての扱ひですが、死んでしまったら、ゴミとして焼却処分するという説明ですね。こういったことは、道路や川の管理者が処置すべきことで、市民等から通報があつて、その動物が死んでいれば、環境センターが出向いて、回収するといった連携があるということですね。ありがとうございました。

事務局：

啓発員を選ぶ際に、学区の面積については、考えさせていただきます。私どもは、3～4名程度と考えているわけですが、場所によっては苦情件数の多いところ、野犬の多いところなどは、人数を増やしてまいりたいと考えております。ただ、こういったことは予算も絡んでくるお話です。最近猪被害で、猪の捕獲に予算がたくさん使われたりもしております。人間がいないところには犬・ねこもあまりいないような感じで、人間が住んでいるところに、犬・ねこは食を求めて来るのだろうと思ひますが、面積のことも考えさせていただきます。

部会長：

活動案については、ここで決定というわけではありません。他にご意見がないようでしたら、次の啓発員の要件に移りたいと思ひますが、よろしいでしょうか。事務局よろしくおねがいします。

事務局：

要件につきましては、すでにいくつかご意見をいただいているところですが、スライドと紙の資料8ページに出しておりますのをご覧ください。ご審議いただきたい要件といひますのは、今スライドでお示ししている、アの地域の選定、イの育成プログラムについてです。まずは地域の選定ということで、すでにご意見もでているところですし、おねがいいたします。

部会長：

改めて地域の選定ということで、ご意見があればよろしくおねがいします。

事務局：

地区の選定で、3学区、9～12名に対して研修を行いたいと考えております。しかし、これを1学区1人にすると、9～12学区の方に参加してもらえるわけですが、そういうことも可能でありますので、そのあたりも審議していただければと思ひます。我々は、3学区ということ固定して考えているわけではありません。

委員：

市から見た選定、苦情の多いところからというのもあると思ひます。野犬等苦情相談件数のところを見ますと、明らかに児島地区が多いですね。これは野犬が多いのか、苦情を言う人が多いのか、それは分かりませんが、水島地区も多いので、水辺に近い地域が多いように思われるんです。一方今までの内容でいけば、ねこを中心というイメージが強かったんで、それでいくと倉敷東や菅生地区が多いですね。この辺がよいかもしれません。

選定された啓発員を表に出せるのか、せつかくやっただくなら、出していかないと難しいものがあると思ひます。個人情報の問題もありますが、堂々とお名前まで出していただく必要があるのではないかと思ひます。

部会長：

ありがとうございました。3市合併、さらに真備町と船穂町との合併という経緯がありますので、地区の公平性といったこともあるかと思えます。1学区2～3名というのも、9～12名が啓発員の定員ということのようですので、人数もメリット、デメリットがあって、1人だったら相談もしにくいのではといったこともあろうかと思えます。色々な見方があると思えますので、そういう点でのご意見をお寄せいただけると参考になろうかと思えます。いかがでしょうか。

委員：

表を見ていて思ったのですが、人口や世帯数が少ない割に、苦情の多いところがあるので、そこからとかはどうでしょうか。

部会長：

ご意見ありがとうございます。

事務局さん、今日いただいたご意見が、次回、具体的な案として提案されるわけでしょうか。

事務局：

どこまで具体的に反映できるかというのは、いただいた意見によります。反映できる部分は反映していきたいと思いますが、まず私どもは、どこから始めたらよいかというところを考えているわけですので。いただいた意見は、当然参考にさせていただきますが、将来的な姿も含めて考えていただければと思います。

部会長：

今回の時に、具体的にどこどこの小学校にするということとはできないだろうということですね。一つの方向性として、意見を参考にさせていただくという。我々もこの資料では苦情とかの数字でしか地域性という判断材料がないわけですね。ですから、ある一面ではお任せしていくようになるかと思えます。そういう中で、みなさんの意見を言ういただければよいのではないかと思います。

事務局：

今おっしゃられたように、この部会でこの学区にしましょうと決めるわけではございません。では、何に基づいて選定するのがいいのか、どの辺に目をつけてやるのがよいか、このような意見をいただければ、できることについては早いうちに取り入れていき、実際に選定する時の参考にさせていただきたいと思えます。

部会長：

3小学校区を決めるというわけではないということですね。ただ、いただいた意見が反映されるということですので、意見をおねがいします。

意見がなければ、今日の一つ目の審議は終わります。今後反映されるかもしれませんので、色々な意見で結構ですからお願いしたいと思えます。

事務局：

池田委員もおっしゃられましたが、犬を主体にするか、ねこを主体にするかといったことでもよいと思うのです。私どもは、そういう意見をいただきますと、非常にありがたいです。感じたことをそのまま言ってもらえればよいと思えます。

意見がないようならば、育成プログラムの方に進めてもらってもかまいません。

部会長：

では、啓発員の要件案2に移りたいと思います。これも資料にも出ておりますが、スライドをもう一度お願いします。育成プログラムについて、ご意見がありましたらお願いします。

事務局：

スライドでもお示ししていますが、資料8ページの下のイの育成プログラムをもう一度確認させていただきますと、「啓発員候補者は以下の講義等を受講し、必要最低限の知識を習得した後、市長が修了書を発行し、その後啓発員としての活動を委託する。」。

つまり、まず啓発員候補者は研修を受けていただき、知識の習得をしていただき、修了証を受けた後、活動を委託するといった形を考えています。研修の内容といたしましては、「①法令について、動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、その他関係条例。②犬・ねこ等の飼い方について、不適正な飼い方による問題等の事例紹介を通して、適正な飼い方を教示する。③保健所の業務内容について、業務内容の紹介、収容施設見学等。」と考えています。

事務局：

講義も予算を立てないといけませんので、23年度に始めようとする、10月の終わりぐらいまでには、何人受講するか、どんな講師を何人呼ぶか、といったことで予算が変わってくるわけですが、決定しなければなりません。100%意に沿えるということもないかもしれませんが、できるだけご意見を尊重して予算要求をしていきたいと考えております。何時間の講義、3回でいいのか、こういうことも教えるべきではないか、ということも教えていただきたい。保健所の職員が講師でよければ、お金はかからないのですが、内容によっては外部の講師を呼ぶ必要もあるかと思えます。23年度からということになりますと、当初予算として2月議会に通さなければならないのです。

部会長：

ありがとうございました。そういう一面もあるということですね。

気づいたのですが、4ページの上の動物適正飼育啓発員のここだけ「等」が抜けているので、入れておいた方がいいと思います。

講義というか具体的にプログラムと言われると、話しにくいところがありますが、一歩掘り下げた積極的な対応で考えておられるようです。ご意見を反映させていただきたいと思えますので、よろしくおねがいします。

委員：

今言われました講師についてですが、啓発員候補の方達をどのように集めるのか、といったことが関係してくるのかなと思います。手を挙げていただくのか、あるいはこちらの方からある程度要請するのか、それによって講義内容も変わってくると思います。といいますのも、こちらから選んだりする場合は、動物愛護に関する知識がある一定の方を選んだりすることもできるかと思えますので、レベルが一個上からの内容でよいと思います。しかし、ただボランティアでというか、動物に対して興味だけがあって、かわいいとかかわいそうだとかそういう方だと、内容を変えていかないと、みなさんにこれからやっていただく内容が違ってくると思います。やはり、行政としてやるべきことというのは決まっているわけですから、それに沿っていただくためには、どこのレベルからを予定されているのかといったこともあると思います。そういう、受講される方のレベルに合わせた講義にする必要があるのではないかと思います。

事務局：

せっかくこういう啓発員を作って続けていくためには、初年度の失敗は許されませんが、初年度は公募でなくて各団体から推薦してもらおうと思っています。ですから、例えば老人クラブや環境の方から推薦してもらおうとか、そういう形をとって失敗しないようにしたいと思っていますので、よろしくおねがいします。

部会長：

とりあえず3小学校区を決めて、その小学校区の中から啓発員を選んでいくべきなのか、それは地域のなじみがあるからいいのか悪いのか分かりませんが。それとも、部外者で、地域の面識がなくて学校区を指導していくのが成果があるのか。私もどちらがよいのか判断しにくいんですけど、ただ、極端に言えば、例えば私は真備に住んでおりますが、真備から児島の小学校区の担当というのは難しいと思います。だから、選ばれた小学校区の中から啓発員が出てくるのかなと思っていますのですが、そうでしょうか。

事務局：

そのとおりです。

部会長：

他に何かご意見ありませんか。

事務局：

まだご説明しておりませんが、育成の研修は、3日間でそれぞれ1日2～3時間程度と考えております。その中には御津の動物愛護センターの見学とかも考えております。しかし、2時間程度でよいかどうかということもあると思います。

事務局：

この講義内容の①、②、③というのは、それぞれ1日に2～3時間の研修を行って3日間で終了するというのですが、その合間にある程度の日をおいてトータルで3日間行うということで、3日間連続で行うということではありません。

部会長：

1日2時間程度で3回研修していこうということのようですが、この件についてのご意見がありましたら、おねがいたします。

委員：

何も心積もりもありませんし、関心も持ったことがありませんでした。飼っていたのも、ただただ飼っただけで、このような問題について考えたことはありません。これから時間をかけて一所懸命勉強していきたいと思っています。できるだけのことをさせていただきたいと思います。

部会長：

負担に思うことはありません。感じたままを意見してもらえれば、それで結構だと思います。

委員：

法令とかの講義というのは、2時間で終われるものなのですか。

事務局：

関係する法律の全てを講義しようとする、それは何日もかかります。ただ、犬・ねこ

等の苦情に関して、動物愛護に関して大切なところなどを2時間の講義にまとめるということでは可能ですのでご安心ください。

委員：

私の所属している日本愛玩動物協会には愛玩動物飼養管理士という資格がありまして、そのテキストをお見せできたらと思いますが。難しくやれば1年ぐらいかかるかもしれませんが、簡単にしようと思うと2時間ぐらいで可能だと思います。犬ねこ等の飼い方ということも、法律の流れの一つですから、そのように考えれば、①と②は法律の流れとしてそのまま入っていけばよいと思います。難しく講釈するか、すっと入れるように分かりやすくするか、それは講師によって変わってくると思います。時間については、大体2、3時間程度に収めないと受講が難しくなるので、それでよいと思います。本当を言えば、行政の方が講師をやられるのが一番よいと思います。ただ、行政がやると押しつけだと感じられてもいけないし、行政の隠密みたいになるのはいやだ、と言われる方もおられるかもしれません。ある程度、名前の知られた方が講師を務めるのがよいのではないかと思います。審議会の委員の方にはそのような方もいらっしゃるし、法律の問題は弁護士の方がよいかもしれませんし、犬・ねこの飼い方については、私でもできないことはないと思います。その辺のことは、行政から検討して選定してもらう方がよいと思います。

先ほど、御津の動物愛護センターのことが出ましたが、御津に実際に行かれたら、ショックを受けると思います。例の吉備中央町の捨て犬のことでは、私が欲しいと多くの方が手を挙げてくれています。でも、実際にその子たちを見て、それでも飼ってくれるのかと疑問に思っています。私も写真を見ましたが、そんな簡単なものではありません。だから、そういうことを分かってもらうためには、センターの見学は、非常によいことだと思いますが、ショックを受けられると思います。私自身も、何回かセンターには行ったことがありますが、初めて動物愛護センターを見学した時は、その後1週間は体が重く感じたものです。

部会長：

専門の立場でもショックを受けられるということですが、色々ご意見をいただけたらと思います。

事務局：

動物愛護センターは、やはり処分機関でもありますので、譲渡をしたりもしていますが、そのようなところだけではなく、ガス室もあります。そういう現実も知っていただいて、またそうさせないために、啓発員にも知ってもらいたいと考えています。この保健所でも、毎週集めに来ている、犬は400頭ぐらい、ねこは1,000匹が、殺処分されているのです。これを少しでも減らせられるように、倉敷市は動物愛護をちゃんとやってると言われる市にしたいと思っております。

事務局としてはそう考えている所ですが、見学をするのは、動物園の方がよいといった意見があるかもしれません。そういったこともご意見いただきたいと思っております。

部会長：

事務局は、啓発員は現実から目を背けてはいけない、と考えているということですね。

委員：

私は、できることなら一般の方、全員に動物愛護センターを見てもらいたいのです。写真一枚でも、涙を流される方もいらっしゃいます。処分することについては、マスコミでも批判的な意見が出ていますが、それが一概によい意見だとは思いません。一番私たちがやらなければいけないのは、殺すのがどうこうというその前の部分です。捨てさせない、

増やさせない、そこをどうするかということ、みなさんでもっと考えていくために、この啓発員が必要だと思えます。そこを啓発できるようなシステムにしないとだめだと思えます。あなたたちが保健所へ出した犬ねこは殺されるんだよと、2,000円持っていけば引取ってくれるんです、殺せるんです。それだったら、あと少し出して、自分で動物病院に行って避妊をしましょう、ということなんです。先生にお願いして、1週間か10日ちょっと辛抱しないといけない部分はあるけれど、その現実をもっと表に出せないのかというのが、私の考えであって、ずっと言ってきたことなんです。それを、行政として出せないのであれば、啓発員の人たちが、写真を見せて、保健所に出したらこんなことになるんだよと言っていくことも必要ではないかと思えます。DVDを見せて歩いてもいいと思うし、そういう活動を公民館とかでするのもいいと思うし。行政ができないのであれば、そういうところを使わせていただくこともできますよね。だから、いかにそういうところを美化せずに表に出していけるか、そういうシステムを作っていけたら、倉敷市はもっとよくなると思えます。どうしても行政は出せないんですよ。それを出していくやり方が、行政の仲間ということになるのかもしれないけれど、啓発員であり何かであり、という形になればと思えます。

事務局：

そのとおりです。啓発員も最初は十数人で始めて、徐々に数を増やしていければと考えております。そうすれば、啓発員主体の活動もできるようになってくると思えます。行政がやりにくいことを、その団体ができるようになればと考えております。

ちなみに栄養委員は、約1,000人おりますし、愛育委員は約4,000人おります。これぐらいの数がいますと、もちろん行政と連携した事業もありますが、自主的に栄養まつりを開催することもできています。

この啓発員もある程度の人数が集まれば、自主的な活動が増えてくると思えますし、その活動費を予算化することもできると思えます。ですので、まず、ぜひ成功させなければならぬと強く感じている次第でございます。

また、啓発員の名称、どのようなものにしたらよいのか、若者にも受け入れられるような名称も良いと思えます。よろしくおねがいします。

部会長：

せっかく啓発員を作ったのならば、きちんと実績を残していきたいといった所長さんの強い願望という要望ですね。ゴミの場合も、ゴミの減量や、不法投棄の問題に対して指導員制度がありまして、それなりの成果を上げております。やる気になって取り組み、倉敷方式が全国に発信できるということにもなろうかと思えます。所長さんの力のこもったお話でそれを感じます。そういった方向で、積極的な意見があればおねがいします。

事務局：

資料の9ページの上の方に名称、任期、活動費などがありますが、これは第3回で審議していただこうと考えておりました。しかし、今の段階でこれらについてご意見があるようでしたら、今言っていただいても一向に構いません。予算の関係もありますので、早目に聞かせていただければありがたいことですので、よろしくおねがいします。

部会長：

正式名称の一つの素案として資料に挙げていただいておりますが、こういったことは、ひらめきで決まる気もします。最近、サポーターという言葉も使われますね。今日決定ということではありませんから、こういうのはどうだろうかというのがあれば、聞かせていただきたいと思います。

事務局：

正式名称案を3つ出しております。倉敷市動物適正飼育啓発員、倉敷市犬・ねこ飼育相談員の2つは硬い名前なのかなと思います。相談員の方が分かりやすいのかもしれませんが、硬いよりもむしろ、くらしき犬・ねこ飼育方サポーターといった特徴的な方が、みなさまに分かりやすいのかとも思います。もし、他にもっとこういうのではどうかというものがあれば、今でもかまいませんし、次回の時にでも聞かせていただけるとありがたいと思います。

事務局：

審議会では、犬ねこ以外の動物に対しても啓発していこうということになっていますが、名称の中に「等」は入れなくてよいのでしょうか。

事務局：

犬・ねこ以外のことをしないということではありませんが、名前として分かりにくくなると思いまして、名称としては敢えて外してあります。

部会長：

今回は、そのことについても考えていきたいと思っています。

委員：

行政でやっていることですし、正式名称は難しいものがよいのではないのでしょうか。そして、愛称を別に作った方がイメージ的に受けもよいのではないかと思います。岡山県では、ももっちも最近はお女の子が出てきたりしてますね。具体的には、犬ねこじゃないとなるとアニマルということになるかとも思いますが、表に出るのは愛称でよいと思います。

部会長：

そうですね、今のご意見は貴重だと思います。

みなさんに親しまれるためには愛称も付けておいて、その愛称がみなさんの中に定着していけばよいと思います。正式にはこうですよというのがあって、ただ固苦しいと浸透しにくいと思いますので、今日に限りませんので、次回までに考えていただければよろしいかと思います。啓発員というのは押しつけのような感じがしますが、サポーターというのはやわらかい、応援していきましようという感じがありますね。いい愛称であれば、大ヒット商品になるのではないかと思います。

他にご意見はありませんか。

ないようですから、今日のところはこれで終わりたいと思います。円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。では、事務局へお返しします。

3. 閉会

上野参事挨拶